

2023年5月1日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則
(ローンマーケット協会<LMA : Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

基準への適合性の判断については、外部評価により確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則
（国際資本市場協会＜ICMA：International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン
（国際資本市場協会：ICMA：International Capital Market Association）
- ・気候ボンド基準
（クライメートボンドイニシアチブ＜CBI：Climate Bonds Initiative＞）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

基準への適合性の判断については、外部評価により確認しています。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
（ローンマーケット協会＜LMA：Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

基準への適合性の判断については、外部評価により確認しています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則
（国際資本市場協会<ICMA : International Capital Market Association>）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

基準への適合性の判断については、外部評価により確認しています。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
（国際資本市場協会<ICMA : International Capital Market Association>）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則
（ローンマーケット協会<LMA : Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンボンド原則
（国際資本市場協会<ICMA : International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
（ローンマーケット協会<LMA : Loan Market Association>ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則
（国際資本市場協会<ICMA : International Capital Market Association>）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

基準への適合性の判断については、外部評価により確認しています。
ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しています。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1(ポジティブ・インパクト・ファイナンス)

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

次の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ① ポジティブ・インパクト金融原則(国連環境計画金融イニシアティブ、UNEP FI)に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④ 融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準については営業本部が策定・決定しております。また、投融資にかかる基準への適合性判断については、当行所管部が評価書を作成した上で、外部評価機関(日本格付研究所)の第三者意見書を営業本部で確認しております。

以 上